

第5章

「歴史資産」の保存・活用に関する 方針と措置

- ・「歴史資産」の保存・活用における課題は、「歴史文化を活かしたまちづくりの総合的な課題」、「調査・研究に関する課題」、「保存・管理に関する課題」、「活用に関する課題」、「担い手に関する課題」、「体制づくりに関する課題」の6つに分類される。
- ・上記の課題の解決に向けて、歴文構想から引き継いだ『「時（とき）」「景（すがた）」「心（こころ）」をみんなでつなぐ丹波篠山歴史文化のまちづくり』の基本理念のもとに設定した下記の6つの基本方針に沿って、今後の歴史文化を活かしたまちづくりを進める。
 - 基本方針1 丹波篠山19地区それぞれの魅力あふれる歴史文化を活かしたまちづくりを推進する
 - 基本方針2 「歴史資産」の調査・研究を推進し、まちの魅力を発見する
 - 基本方針3 「歴史資産」を適切に保存し、着実に未来に継承する
 - 基本方針4 豊かなまちづくりにつながる「歴史資産」の活用を積極的に展開する
 - 基本方針5 「歴史資産」の保存・活用を担うひとを育てる
 - 基本方針6 「歴史資産」の保存・活用を担う体制を整える
- ・地域計画では、上記の6つの基本方針に沿って、今後10年間に優先的に実施する合計57の事業を設定した。各事業にはKPI（業績評価指標）を設定し（地域計画作成時には短期にのみ設定）、地域計画の進捗状況を自己評価することとする。

5-1. 「歴史資産」の保存・活用に関する現状と課題

本市では、第4章で述べたとおり歴文構想で掲げた基本方針に基づく取組により、確実に「歴史資産」を保存・活用してきた。しかし、「歴史資産」の保存・活用に係る下記に示すような課題も残されている。

(1) 歴史文化を活かしたまちづくりの現状と総合的な課題

・近世の城下町や京街道沿道の宿場町、六古窯の一つである立杭焼など特定の歴史文化に関する保存・活用に向けた取組は進められているが、本市の19地区それぞれの特徴を示す「歴史資産」や魅力あふれる「歴史資産」を地区のまちづくりに十分に活かせていない。

→ (課題) 市内の19地区それぞれの特徴ある「歴史資産」の継承と活用

・「歴史資産」を活用した取組が活発に行われている地区や地区間・地区内外の連携・協力により取組を継続・発展させている地区もあるが、少子化等の影響を受けて、地区の祭礼や年中行事が衰退しつつある地域がある。

→ (課題) 各地区における市民・関係者等による継続的な取組への支援

・本市特有の「日本の原風景」を構成するそれぞれの地区の特性に応じた、「歴史資産」の保存・活用を進めるための景観に関する制度等が活用されていない。

→ (課題) 「歴史資産」の保存・活用に係る都市計画、景観整備、農林業、教育、経済、観光活用等の制度の各地区の特性に応じた活用の推進

・「歴史資産」の地域での積極的な活用について、具体的な活用方法や進め方がまとまっておらず、何から取り組めばよいか分からない状況である。

→ (課題) 地域住民主体による活動のきっかけとなるような、「歴史資産」の保存・活用例の提示

(2) 調査・研究に関する現状と課題

・指定等文化財の学術調査、詳細調査が進まず、価値の解明が停滞している。また、祭礼や年中行事など、衰退を危惧される「歴史資産」を中心に動画などによって記録作成することで調査・研究資料とすることも必要とされている。さらに、八上城跡などこれまで調査が進んでいなかった指定等文化財について、保存整備計画などの取組に着手することが必要とされる。

→ (課題) 指定等文化財を中心とした学術調査、詳細調査、記録作成の推進

・本市は平成11年(1999)合併後、令和元年(2019)に市政20周年を迎えることから、歴史の教科書ともいえる市史の編纂に同年、着手した。本市の歴史を通史的に記述する「通史編」のほか、地域に眠っている歴史資料を市民と共に調査研究して編さんする「地域編」、その根拠となる有形・無形の歴史資料をまとめた「歴史資料編」を、市制30年となる令和10年(2028)度までに刊行することをめざしている。

→ (課題) 市史の編さん・刊行

・古民家や地蔵、祭礼などが確実に継承されていることが確認される一方、人口減少や高齢化に伴う担い手不足により滅失や棄損された「歴史資産」も存在する。また、年中行事や食文化などの身近な暮らしに息づく「歴史資産」の把握が進んでいないため、継承されずに衰退していくことが懸念される。

→ (課題) 未指定の「歴史資産」の把握と調査の推進

- ・「歴史資産」の消滅が見受けられる一方、各地区における把握調査によって新しい「歴史資産」の発見がある。

→（課題）各地区における「歴史資産」の継続的な掘り起こしとデータベースの更新の取組支援

（3）保存・管理に関する現状と課題

- ・指定等文化財は過去10年間で13件増加したが、その他にも法に基づく価値付けや適切な保護の推進が求められる「歴史資産」が多数存在する。

→（課題）価値ある「歴史資産」の保存のため、文化財保護法に基づく指定等の取組の継続

- ・史跡篠山城跡や重伝建地区などの保存修理事業が進められているが、その他にも八上城跡など地域から整備の要望の高い「歴史資産」があり、保存事業の推進が求められている。

→（課題）価値ある「歴史資産」を対象とした保存事業の継続・着手

- ・埋蔵文化財資料が市内の各所に分散しており、管理体制が複雑になっている。

→（課題）埋蔵文化財資料の保存・管理に関する一元管理体制の検討

- ・指定等文化財の保存のために各種事業が進められているが、指定等文化財周辺の価値ある「歴史資産」や周辺環境の保存・管理が十分ではない。

→（課題）「歴史資産」の適切な管理と周辺環境との一体的な保存

- ・祭礼や道具などの「歴史資産」の修理・修復等に要する負担金に対する地域での考え方が変化してきている。また、地区でこれまで守り、育ててきた「歴史資産」継承のための方策を検討することが引き続き必要とされる。

→（課題）「歴史資産」の修理・修復に関する多様な財源確保手法・プログラムの検討

- ・六古窯丹波焼などの工芸技術、しめ縄づくり、郷土料理、お囃子等の保存技術が衰退しつつある。

→（課題）生活、工芸、芸能等の保存技術の継承のための基盤づくり

- ・古民家の修復に必要な茅や郷土料理の材料（タニシ等）、しめ縄づくりに用いるワラ等工芸品の材料の確保が困難になってきている。

→（課題）「歴史資産」の継承に必要な材料の確保のための仕組みづくり

- ・近年多発している自然災害や火災への備えとして確実な防災対策を進める必要がある。また、古民家等を中心に無住化が拡大しつつあり、火災の発生等が懸念される。

→（課題）伝建地区の地区防災計画の拡充や火災報知器など「歴史資産」に係る防災設備の充実及び防犯設備の充実

→（課題）文化財防災のための防火訓練などの定期的な実施

→（課題）災害発生時のマニュアル作成や文化財レスキューなどの体制づくり

- ・「歴史資産」のパトロールや情報収集にあたる人材が不足しており、防災・防犯、保存に向けた体制が十分に確立されていない。

→（課題）地域で「歴史資産」を災害などから守るしくみ・担い手づくりの推進

- ・貴重な古文書などの散逸や消滅、寺社の仏像等の盗難や腐朽、火災等による毀損の恐れがある。

→（課題）万一の事態に備えた先端技術を用いた「歴史資産」のデジタル化（美術工芸品の3Dスキャン、古文書等の電子化等）の推進

(4) 活用に関する現状と課題

- ・価値ある「歴史資産」が未公開でその価値を市民が共有することができていない。
→ (課題) 「歴史資産」の積極的な公開に向けた所有者等への働きかけ
- ・美術工芸品などの「歴史資産」の公開方法が限定的であり、子どもたちをはじめ若い世代や多様な人が親しめるようにはなっていない。
→ (課題) 「歴史資産」に楽しみながら触れ合える環境の整備
- ・重伝建地区における街路整備・無電柱化などの環境整備が進められているが、整備が未完の区間や地域もみられる。
→ (課題) 重伝建地区における街路整備・便益施設整備等の環境整備の推進
- ・篠山城や重伝建地区など指定等文化財を活用して、これまでも様々な催しが展開されてきたが、継続して指定等文化財の活用を推進していくことが必要とされる。
→ (課題) 指定等文化財の積極的な活用の推進
- ・指定等文化財周辺の駐車場・サイン・バリアフリー等の基盤整備等がまだまだ十分ではない地域がある。
→ (課題) 「歴史資産」の周遊のための駐車場・サイン・バリアフリー整備等の検討
- ・市内の「歴史資産」をめぐる公共交通・二次交通が整備されていないため、周遊行動が限定される。
→ (課題) 「歴史資産」の周遊のための交通ネットワーク整備等の検討
- ・古民家活用などの取組が進んでいるが、城下町や福任重伝建地区内など特定地域に限定される。
→ (課題) 古民家など歴史的建造物活用の全市的な展開
- ・「歴史資産」の活用を地域総がかりで進めていくため、アクションプランである「地域計画」の市民への周知が必要とされる。
→ (課題) 地域計画の取組に関する市民への周知
- ・「歴史資産」の発信手法がホームページやリーフレット作成など限定的であり、本市の歴史文化の多様な魅力が十分に伝えられていない。
→ (課題) 有機的に結びつく「歴史資産」の魅力の多様な発信手法の検討
- ・「歴史資産」の調査研究成果が市内の各施設に分散して保管されており、成果の全貌を把握することが困難になっている。
→ (課題) 調査研究に係る成果の一元的な管理・公開と拠点施設の整備の推進

(5) 担い手に関する現状と課題

- ・地域内・世代間の交流の減少により、子どもたちが自らの地域の歴史文化に触れる機会が少なくなっている。
→ (課題) 子どもや若年層が歴史文化に親しむ仕組みや機会の創出
- ・年中行事や作法を継承する人材、茅葺や伝統工芸等、「歴史資産」の継承や修復に関わる技術者が身近に存在しなくなっている。
→ (課題) 「歴史資産」の保存・継承に係る技術者の育成
- ・資料の整理や公開、活用に取り組む専門的人材が十分ではない。
→ (課題) 調査・研究に係る専門的知識を有する人材の確保

(6) 体制づくりに関する現状と課題

・市民による「歴史資産」の修理や修復、調査や研究等に対するサポート体制が十分ではない。

→ (課題) 市民による取組に対する支援の継続的推進

・庁内各課との連携や隣接自治体や六古窯など同一テーマを持つ都市などとの連携が進んでいないため、取組の広がりが限定的になっている。

→ (課題) 歴史文化を活かしたまちづくりの広域連携の推進

・まちづくり団体や大学等との連携により歴史文化に関わる調査・研究が進んできたため、継続してネットワークを構築していくことが必要とされる。

→ (課題) 大学等と連携した調査・研究の継続

5-2. 「歴史資産」の保存・活用に向けた基本理念

本市には、古代から継承されてきた多くの「歴史資産」が、近代、現代における社会環境の大きな変化にもかかわらず、現在もなお、篠山盆地のなかの各地区の個性豊かな生活文化や田園景観のなかで生き続けている。この「時（とき）」を示す「歴史資産」を未来に継承することが歴史文化を活かしたまちづくりには重要なことである。

さらに中世荘園を起源とし先人たちが育んできた本市特有の「日本の原風景」は、現在も訪れる人々の眼前に広がり、この「景（すがた）」を持続的に未来へつないでいくことが本市の魅力を発現することにつながっていく。

そして、市民や本市出身者ならびに市外の応援団ともいえる多様な人の「心（こころ）」をつないでいくことが本市の歴史文化や魅力を引き継ぐために最も重要であると考えられる。

このため、「日本の原風景 丹波篠山」を将来世代に伝えていくとともに、本市に存在する全ての「歴史資産」の価値を共有し、市民や行政、専門家、活動団体、企業など、それぞれが主体的に、かつ協働し、様々な場面や機会に参画しながら、仕事や暮らしのなかで保存・活用に取り組んでいくことが必要とされる。

このような現状を踏まえ、市民をはじめとした多様な主体が協働して、地域の誇りとなる「歴史資産」を守り育て、地域の活性化ならびに持続的な発展につなげていくため、本市における地域計画の基本理念は、歴文構想の基本理念を踏襲し、

「時（とき）」「景（すがた）」「心（こころ）」をみんなでつなぐ

丹波篠山歴史文化のまちづくり

と設定する。

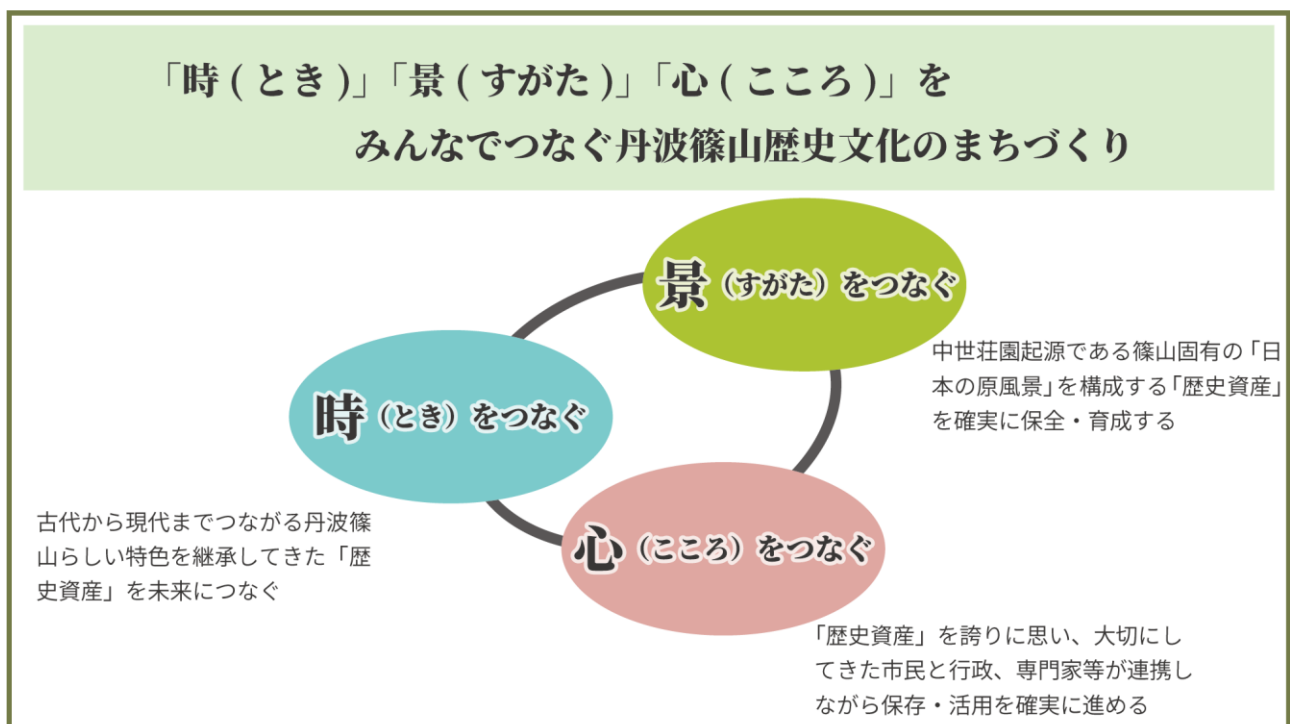


図 5-1 丹波篠山市文化財保存活用地域計画の基本理念

5-3. 「歴史資産」の保存・活用に関する基本方針

本市の歴史文化の特徴である「日本の原風景」を構成する「歴史資産」の保存・活用を計画的に進めることによって、本市の「時（とき）」、「景（すがた）」を未来につなげ、市民や専門家、まちづくりに関わる団体や行政が「心（こころ）」をつなげることを実現させるため、地域計画では、以下の6つの基本方針を設定する。

＜基本方針1＞丹波篠山19地区それぞれの魅力あふれる歴史文化を活かしたまちづくりを推進する

●19地区の「歴史資産」の保存・活用のための取組を通じて地域の活性化につながる体制を整える

中世荘園に起源を持つ本市の各地区は、篠山盆地を取り巻く山地や丘陵などの自然や田園景観、それに裏打ちされた生業や生活が織りなす固有の歴史文化を継承している。また、本市の各地では、水不足の農業環境の中で厳しい年貢に対し、結束して生業を営んできた歴史があり、それを基にした伝統的な地縁組織が継承されている。こうした地縁組織を基盤として、魅力あふれる地域づくりを進める体制を整備し、各地区に残る「歴史資産」の積極的な活用を進める。

＜基本方針2＞「歴史資産」の調査・研究を推進し、まちの魅力を発見する

●価値ある「歴史資産」、身近な暮らしに息づく「歴史資産」の把握調査・研究を進める

篠山城跡などの指定等文化財の調査をこれまでも継続的に進めてきたが、今後も価値の解明のための学術調査を継続して進めるものとする。また、人口減少や高齢化に伴う担い手不足により滅失や棄損された「歴史資産」も存在することから、未指定の「歴史資産」の把握を進める。さらに、人口減少や高齢化など集落の現状にあわせて、消滅へ向かう「歴史資産」については記録保存も必要となる。

加えて、価値ある「歴史資産」の詳細調査や年中行事、食文化などの身近な暮らしに息づく「歴史資産」の把握が進んでいないことが課題となっている。このため、「集落カルテ」などを活用し、市民自らが、身近な「歴史資産」を発見し、認識できる取組を進める等、多くの主体が連携して、「歴史資産」の調査や記録作成を進める。

＜基本方針3＞「歴史資産」を適切に保存し、着実に未来に継承する

＜基本方針3-1＞「歴史資産」の特性に応じた適切な保存・管理を図る

●文化財保護法に基づく指定等の推進ならびに指定等文化財の種別に応じた適切な保存を図る

本市では、これまでも文化財保護法に基づく指定等を進めると共に、指定等文化財の種別に応じて、修理・修復、公開などを進めてきたが、今後も継続して、歴史上・学術上・芸術上価値の高い「歴史資産」や景観上重要な「歴史資産」について、教育委員会による文化財保護法や条例による保存、庁内関係各課による景観法などを駆使した保全策を連携させながら保存の措置を進める。また、地域と密接な関係にある寺社の日常的な維持管理を各地区や各自治会で担ってきたが、高齢化、少子化などにより維持管理が困難になってきた地区等における担い手確保のため、多様な主体が参画できる事業の実施（仕組みづくり）を推進する。

＜基本方針3-2＞暮らしの安全を守る取組と併せて「歴史資産」の防犯・防災の仕組みを整える

●暮らしの安全を守る取組と併せて、「歴史資産」の防犯・防災の仕組みを整える

これまでも重伝建地区の地区防災計画を策定するなど文化財防災の取組を進めてきたが、重伝建地区の防災整備を継続すると共に、まちづくり協議会や町内会などの単位で身近な暮らしの安全性の確保と「歴史資産」の防犯・防災が一体となった取組を進める。

＜基本方針4＞豊かなまちづくりにつながる「歴史資産」の活用を積極的に展開する

●様々な角度から「歴史資産」に触れ合えるよう多様な活用を推進し、地域の活性化につなげる

これまでも文化財公開の取組や指定等文化財周辺の整備事業を進めてきたが、引き続き指定等文化財整備事業を継続する。また、NPO法人等団体による重伝建地区における環境整備や古民家などの修理・修復、活用によるまちづくりを今後も継続するため、「歴史資産」の活用による地域づくりを進める仕組みをさらに検討・拡充する。

さらに、一部の地域では、老朽化した建築物や遊休農地の拡大などもみられる。このため、関係各課による散策路の整備、建築物等の修景、案内板や標識等の整備を進めると共に、「歴史資産」にアクセスするための周辺環境整備を推進する。

また、これまでも指定等文化財の情報を市のHPなどで公開すると共に、日本遺産の登録後には、庁内関係各課により地域の多様な「歴史資産」の情報発信が進められてきた。今後も庁内関係各課と協働しながら、継続して多角的な視点からの「歴史資産」の情報発信に取り組む。

＜基本方針5＞「歴史資産」の保存・活用を担うひとを育てる

＜基本方針5-1＞人づくりのための教育プログラムを充実させる

●「歴史資産」の魅力を発見し、創造する人づくりを進める

これまでも学校教育などによる人づくりや、まちづくり協議会などの組織づくりや庁内関係部局の連携、生涯学習も含めた教育プログラムづくりを進めてきたが、今後も学校教育・生涯教育において人づくり、組織づくりに関する取組を継続して進める。

＜方針5-2＞伝統技術や保存技術を継承するための多様な取組を展開する

●歴史文化に関わる伝統技術・保存技術を継承する

本市の歴史文化を支える伝統技術である丹波焼の継承などは地域での取組が進められているものの、茅葺技術などの保存技術を継承する技術者が少なくなっている。また、年中行事なども含め、本市の多様な「歴史資産」に係る伝統技術や保存技術を次世代につなぐための取組を進める。

＜基本方針6＞「歴史資産」の保存・活用を担う体制を整える

＜基本方針6-1＞歴史文化に関わる多様な市民活動の展開を支援する

●地域社会総がかりで進める「歴史資産」の保存・活用体制を拡充・展開する

本市では、これまでも「まちづくり事業」等を活用して市民活動への支援を進めてきたが、今後も継続して市民活動を支援する体制を充実させる必要がある。このため、教育委員会と庁内関係各課が連携して、「歴史資産」の保存・活用を連携して進めるための市民活動を支援する。また、「歴史資産」などについて市民が気軽に相談できる窓口の設置を推進する。さらに、文化財に関わる人材の確保、専門職員の確保なども含め、「歴史資産」の保存・活用に向けた体制を整える。

＜方針6-2＞多様な連携により広がりある事業を展開する

●広域・事業間連携により、歴史文化を活かしたまちづくり事業を総合的かつ効果的に推進する

これまでも歴史文化を活かしたまちづくりに係るイベント開催など各種事業に取り組んできたが、今後も庁内関係各課や団体等と連携しながら、文化財所有者や市民への支援も含めて、教育委員会が進める「歴史文化を活かしたまちづくり事業」を総合的かつ効果的に拡充する。

また、教育委員会と庁内関係各課が連携して、街道筋にあたる隣接自治体や六古窯などの同一テーマの都市など広域連携により、指定等文化財の広がりある保存・活用・情報発信を推進する。

5-4. 「歴史資産」の保存・活用に関する措置

地域計画の計画期間である今後 10 年間で優先的に実施する措置の内容ならびに実施期間を、短期を 1～3 年、中期を 4～5 年、後期を 6～10 年と設定して計画的に「歴史資産」の保存と活用を進める。

なお、計画は、重点的な実施期間を示すものであり、その他の期間においても、措置の実施のための準備や措置の効果検証、内容の見直し等を適宜実施する。さらに、事業の実施にあたっては、その財源として市費以外に文化庁の補助金や内閣府の地方創生推進交付金、兵庫県の補助金等も活用することを想定する。また、計画の進捗管理と自己評価の方法として、K P I（業績評価指標）を設けるが、同 K P I は短期に実施する措置にのみ設定することとする。

5-4-1 丹波篠山の 19 地区における歴史文化を活かしたまちづくりの措置

本市の 19 地区それぞれに残された「歴史資産」の保存、管理、活用の停滞がみられる。このため、それぞれの地区の住民が大切に思う「歴史資産」を未来に継承できるよう、「歴史資産」の先導的かつ積極的な活用を進め、魅力あふれる地域づくりにつながるよう、下記の取組を実施する。

表 5-1 基本方針 1 に係る措置の実施計画

具体的な施策の内容	取組主体※	財源	実施期間			K P I
			短期	中期	後期	
基本方針 1 丹波篠山 19 地区それぞれの魅力あふれる歴史文化を生かしたまちづくりを推進する						
1 地域づくり講座の開催 集落単位の「歴史資産」を示した集落カルテ等を活用した地域づくり講座等の取組を各地区で進める	市民 専門家・団体 行政(文・関)	市費				講座数 期間中5件
2 「地域の歴史文化を活かしたまちづくり事業」助成の継続 歴史文化を活かしたまちづくり事業の助成を継続し、地区の「歴史資産」の継承と活用を図る	行政(文) 専門家・団体 行政(関)	国補助 市費				助成数 年間5件
3 まちづくり事業の財源確保の方策検討 地区で取り組むまちづくり事業をより一層展開可能とするため、市による助成金を補完する財源確保のための方策を検討する(民間の助成金の活用等)	市民・団体 行政(文)	団体費				
4 まちづくり事業発表会の開催 地区で取り組んできた歴史文化を活かしたまちづくり事業に関する発表会を開催し、取組成果を 19 地区で共有する機会を設ける	行政(文) 市民 専門家・団体	国補助 市費				発表会開催数 期間中1回
5 集落カルテの定期的な更新 集落カルテを地域計画の改訂と併せて更新する仕組みをつくりだす	行政(文) 市民	市費				—
6 「歴史資産」保存・活用の各種制度の採用 関連部局と連携し、地方創生推進交付金制度などの各種制度を駆使して「歴史資産」の保存・活用を進めることで、景観形成、都市づくり、産業振興、福祉施策等に「歴史資産」を役立てる	行政(文・関) —	国補助 県補助				—
7 『「歴史資産」保存・活用トリセツ(仮称)』の作成 市民主体の活動のきっかけとなるよう、「歴史資産」の保存・活用に関する事例等をまとめたガイドブックを作成し、配布する	行政(文) —	国補助				—

※行政(文)は文化財課、行政(関)は関連部局。上段：主として取り組む主体、下段：協力して取り組む主体

※団体費：各種地域団体等の自主財源

5-4-2 調査・研究に係る措置

人口減少や高齢化に伴う担い手不足により滅失や棄損した「歴史資産」、消滅へ向かう「歴史資産」の記録保存、価値ある「歴史資産」の詳細調査や身近な暮らしに息づく「歴史資産」の把握のため、「集落カルテ」などを活用し、市民自らが、身近な「歴史資産」を発見し、認識できる取組を進める等、多くの主体が連携して、「歴史資産」の調査や記録作成を進める。

表 5-2 基本方針 2 に係る措置の実施計画

具体的な施策の内容	取組主体※	財源	実施期間			K P I
			短期	中期	後期	
基本方針2 価値ある「歴史資産」の詳細調査・研究を進めると共に市民による身近な「歴史資産」調査を支援する						
8 指定等文化財の詳細調査・記録作成 指定等文化財に関する詳細な学術調査や祭礼などの記録作成を継続して実施する	行政(文)	国補助 県補助				調査件数 期間中3件
	専門家・団体					
9 史跡八上城跡整備基本計画策定 国指定史跡八上城の保存・活用を進めるために整備基本計画を策定する	行政(文)	国補助 県補助				計画 策定
	専門家					
10 市史の編さん これまでの調査・研究や旧町史などを参考として、丹波篠山市史の編さんを進める	行政(関)	市費				(令和10年度 に市史刊行)
	行政(文) 専門家・市民					
11 未指定の「歴史資産」の調査・研究 未指定の「歴史資産」の調査・研究を計画的に実施し、指定等の措置に結び付ける	行政(文)	国補助 県補助 市費				調査件数 期間中3件
	専門家・団体 市民					
12 市民による「歴史資産」の把握調査 市民自らが実施する「歴史資産」の把握調査の実施により新たな「歴史資産」の掘り起こしとデータベースの更新を行う	市民	国補助 県補助 市費				助成件数 期間中3件
	行政(文)					

※行政(文)は文化財課、行政(関)は関連部局。上段：主として取り組む主体、下段：協力して取り組む主体



八上城跡空撮写真



市史編纂資料の整理作業

5-4-3 保存・管理に係る措置

歴史上・学術上・芸術上価値の高い「歴史資産」や景観上重要な「歴史資産」について、教育委員会による文化財保護法等に基づく保存、庁内関係各課による景観法などを駆使した保全策を連携させながら保存の措置を継続して進める。また、地域と密接な関係にある寺社の日常的な維持管理が困難な地区等における担い手確保のため、多様な主体が参画できる仕組みづくりを推進する。

表 5-3 基本方針 3-1 に係る措置の実施計画

具体的な施策の内容	取組主体※	財源	実施期間			K P I
			短期	中期	後期	
基本方針3-1 「歴史資産」の特性に応じた適切な保存・管理を図る						
13 文化財保護法に基づく指定等の拡充 調査・研究ならびに把握調査で明らかとなった価値ある「歴史資産」の詳細調査を行い、指定等を目指す	行政(文) —	市費				指定等の件数 期間中5件
14 史跡篠山城跡保存修理事業 史跡篠山城跡整備基本計画に基づき篠山城跡の保存・活用のための整備事業を実施する	行政(文) — 専門家	国補助 県補助				保存修理事業件数 期間中3件
15 重伝建地区保存修理事業 篠山・福住重伝建地区の伝統的建造物等の修理・修景を行う	行政(文) — 専門家・団体 市民	国補助 県補助				修理件数 期間中 18 件
16 史跡八上城跡保存修理事業 史跡八上跡整備基本計画に基づき八上城跡の保存・活用のための整備事業を実施する	行政(文) — 専門家・市民	国補助 県補助				—
17 埋蔵文化財収蔵施設の整備 埋蔵文化財資料を整理・収蔵・活用するための施設整備に向けて検討を行う	行政(文) — 専門家・市民	国補助 県補助 市費				—
18 指定等文化財周辺の「歴史資産」・周辺環境の保全 指定等文化財周辺の「歴史資産」の保全や、周辺環境の保全のため景観形成の助成等の取組を推進する	行政(文・関) — 団体 市民	国補助 県補助				—
19 祭礼継承事業への支援 地域の祭礼を継承するために、山車などの用具修理に対して支援を行う	行政(文) — 市民	国補助 県補助				助成件数 期間中3件
20 交流人口を活用した「歴史資産」の保存プログラム 地域間交流を活かし、都市部から祭礼の担い手を募るなど、「歴史資産」を次世代に継承するための取組を行う	市民 — 行政(文) — 団体	県補助 市費				取組件数 年1件
21 「歴史資産」の修理等の財源確保の仕組みづくり ふるさと納税やクラウドファンディングなど新たな財源確保の取組を行う	行政(関) — 行政(文)	市費				—
22 日本六古窯丹波焼の保存と活用 日本遺産の構成資産である丹波焼の工芸技術の継承及び登窯の修理など保存・活用事業を推進する	団体 — 行政(文) — 市民	国補助 県補助				事業件数 期間中3件
23 茅場の再生事業 市内に数多く残っている茅草民家の屋根材を確保するために茅場再生の研究を行う	団体 — 行政(文) — 市民	国補助 県補助 市費				—

※行政(文)は文化財課、行政(関)は関連部局。上段:主として取り組む主体、下段:協力して取り組む主体

本市では、これまでも重伝建地区の地区防災計画を策定するなど文化財防災の取組を進めてきたが、重伝建地区の防災整備を継続すると共に、まちづくり協議会や町内会などの単位で身近な暮らしの安全性の確保と「歴史資産」の防災・防犯が一体となった取組を進める。

表 5-4 基本方針 3-2 に係る措置の実施計画

具体的な施策の内容		取組 主体※	財源	実施期間			K P I
				短期	中期	後期	
基本方針3-2 暮らしの安全を守る取組と併せて、「歴史資産」の防災の仕組みを整える							
24	重伝建地区における防災設備整備 木造建築が密集する篠山・福住重伝建地区内の火災等に備える為、防災設備の整備を実施する	行政(文)	国補助 県補助				—
		行政(関) 団体					
25	火災報知器等防災設備の充実 指定等文化財への防災設備整備に対する支援を行う	行政(文)	国補助 県補助				—
		—					
26	防火訓練などの実施 火災発生時も確実に「歴史資産」を守ることができるよう、消防関係機関と連携し、地域単位で防火訓練を実施することを検討する	市民	市費				訓練実施 年1回
		団体 行政(文)(関)					
27	文化財災害対応マニュアルの作成 災害時における文化財の被災状況の確認や被災文化財の復旧等に関する行動マニュアルを作成する	行政(文)	国補助 県補助 市費				—
		専門家・団体					
28	市民による防災・防犯パトロール等の仕組みづくり 「歴史資産」の保護及び防災のために地区単位で文化財保護推進員(文化財パトロール)を置くことを目指す	行政(文)	県補助 市費				—
		専門家・市民					
29	美術工芸品等のデジタル化 彫刻や考古資料等の3D化、絵画や歴史資料等のデータ化を進め万一の滅失に備える	行政(文)	国補助 県補助 市費				—
		専門家・市民					

※行政(文)は文化財課、行政(関)は関連部局。上段：主として取り組む主体、下段：協力して取り組む主体

5-4-4 活用に係る措置

「歴史資産」の公開、環境整備、歴史文化施設の拡充、情報発信など、活用に向けた多様な取組を積極的に進める。

表 5-5 基本方針4に係る措置の実施計画

具体的な施策の内容	取組主体※	財源	実施期間			K P I
			短期	中期	後期	
基本方針4 様々な角度から「資産」に触れ合えるよう多様な活用を推進し、地域の活性化につなげる						
30 (仮称)「丹波篠山オープンミュージアムデー」の設定 「歴史資産」の積極的な公開のため、年に数回、市内の「歴史資産」を原則無料で公開する	団体 行政(文) 行政(関)・ 市民	国補助 県補助 市費				公開箇所 期間中12カ所
31 重伝建地区の環境整備 篠山・福住重伝建地区の周辺環境と一体的な整備を進める(電線地中化等)	行政(文) 行政(関)	国補助 県補助				着手 期間中1事業
32 重要文化財春日神社能舞台の活用推進 篠山春日能を継続するとともに、能舞台の多様な活用を促進するための体制を構築する	市民 団体 行政(文)	国補助 県補助 市費				活用回数 期間中6回
33 駐車場・サイン・交通ネットワークの検討 市内の「歴史資産」を巡る動線の課題を検討し、駐車場やサインの設置等効果的な交通ネットワークを検討する	行政(関) 行政(文) 専門家・団体	国補助 県補助 市費				—
34 テーマ別歴史文化マップの作成・活用 「歴史資産」をテーマごとに紹介するロマン街道マップを作成し、「歴史資産」巡りに活用する	行政(関) 行政(文) 団体	市費				マップの種類 期間中7種類
35 サイクルルートの設定 既存のサイクリングワールドの取組と関連して、市内の「歴史資産」を巡るサイクルルートを設定する	行政(関) 行政(文) 団体	市費				ルートの設定 完了
36 歴史文化施設の活用の推進 青山歴史村や歴史美術館などの歴史的建造物を活用した文化施設を幅広く活用し、丹波篠山市の歴史文化を広く発信する	行政(文) 団体	入館料				普及啓発事業 継続
37 地域計画概要版の作成 市民や子どもたちに地域計画の内容(歴史文化の特徴や取組等)を分かりやすく伝える概要版を作成する	行政(文) —	国補助 県補助 市費				概要版 作成
38 先端技術を活用した歴史体験 ブラウザ版西京街道古地図散歩の活用を継続するとともに、CGによる山城の再現等を実施する	行政(関) 行政(文)・団体	国補助 県補助 市費				—
39 調査・研究成果等の一元化 市内の「歴史資産」を検索できるオープンデータを作成し公開する	行政(文) 団体・市民	市費				—
40 調査研究拠点施設の整備 市民が歴史文化に触れあう機会を創出するため、調査研究拠点として「青山歴史村」の調査研究機能を拡充する	行政(文) 専門家・市民	国補助 県補助 市費				—

※行政(文)は文化財課、行政(関)は関連部局。上段:主として取り組む主体、下段:協力して取り組む主体

5-4-5 担い手づくりに係る措置

地域社会総がかりで進める「歴史資産」の保存・活用体制を拡充・展開するため、人材育成教育プログラムの充実、伝統技術や保存技術を継承するための以下の取組を実施する。

表 5-6 基本方針5-1に係る措置の実施計画

具体的な施策の内容	取組主体※	財源	実施期間			K P I
			短期	中期	後期	
基本方針5-1 人づくりのための教育プログラムを充実させる						
41 教育プログラムの拡充による人づくりの継承 学校教育と連携し、児童生徒が地域の歴史文化や自然等を学べる教育プログラムを作成する	行政(関) 行政(文) 団体・専門家	市費				教育プログラム 数年1種類以上
42 歴史文化に関する副読本の活用 丹波篠山ふるさとガイドブックを定期的に改訂し、郷土学習に活用する	行政(関) 行政(文) 専門家	寄付				改訂 期間中1回
43 歴史文化を解説する動画チャンネルの開設 市民ボランティアと連携し、映像のアーカイブ化を進めるとともに、若年層に親しみやすい動画作成を行う	行政(関) 行政(文) 市民	国補助 県補助 市費				—
44 祭礼の担い手育成事業 地域の年中行事を、一年をとおして体験する、子どもを対象としたプログラムを実施する	行政(文) 市民	国補助 市費				—

表 5-7 基本方針5-2に係る措置の実施計画

具体的な施策の内容	取組主体※	財源	実施期間			K P I
			短期	中期	後期	
基本方針5-2 伝統技術や保存技術を継承するための多様な取組を展開する						
45 学校教育と社会教育の連携による世代間交流の推進 高齢者大学と小学生の交流や放課後子ども教室などを通じて、暮らしの文化などを次世代に継承する	行政(関) 行政(文) 団体・市民	県補助				事業実施数 期間中5事業
46 子どもを対象としたイベントや講座の開催 子どもを対象とした「歴史資産」を身近に体験できるイベントを継続的に開催する	行政(関) 団体	市費				事業実施数 年1事業
47 「歴史資産」の修理・修繕のための人材育成の推進 茅葺講座等「歴史資産」を次世代につなぐ講座を専門家とともに企画・実施する	団体 専門家・市民 行政(文)	国補助 県補助 市費				—
48 地域資料を読み解く人材の育成 地域資料整理サポーター事業や古文書入門講座などの取組を通じて、地域資料を読み解く人材を育成する	行政(関) 行政(文) 専門家・市民	国補助 県補助 市費				サポーター人数 期間中16人
49 「歴史資産」の調査研究に係る専門的人材の確保 学芸員や文化財専門技術者の設置を進める	行政(文) 行政(関)	市費				—

※行政(文)は文化財課、行政(関)は関連部局。上段：主として取り組む主体、下段：協力して取り組む主体

5-4-6 体制づくりに係る措置

地域社会総がかりで進める「歴史資産」の保存・活用体制を拡充すると共に、広域連携、事業間連携により、歴史文化を活かしたまちづくり事業を総合的かつ効果的に進める。

表 5-8 基本方針6-1に係る措置の実施計画

具体的な施策の内容	取組主体※	財源	実施期間			K P I
			短期	中期	後期	
基本方針6-1 歴史文化に関わる多様な市民活動の展開を支援する						
50 市民による取組の顕彰事業制度の創設 様々な取組の成果を市民間で共有するため、顕彰制度を創設する	行政(文)	市費				—
	団体 市民					
51 歴史文化まちづくりのためのアドバイザー派遣 ひょうごまちづくり専門家バンク(県)と連携し、アドバイザーを派遣して、地域のまちづくりを支援する	行政(関)	県補助 市費				—
	行政(文) 専門家・団体					
52 「歴史資産」の保存・活用に向けた相談業務 地域での保存や管理が困難となった「歴史資産」の保存・活用についての相談を受ける体制を構築する	行政(文)	県補助 市費				—
	団体					

表 5-9 基本方針6-2に係る措置の実施計画

具体的な施策の内容	取組主体※	財源	実施期間			K P I
			短期	中期	後期	
基本方針6-2 多様な主体との連携による広がりのある事業を展開する						
53 多様な主体との連携体制の構築 多様な主体が連携・協力し、地域計画を円滑に推進するために「地域計画推進協議会」を設置し、適切に協議を実施する	行政(文)	市費				協議会の実施 年1回
	行政(関)					
54 歴史文化まちづくり連絡会の設立 19 地区の住民や活動団体によるまちづくりの成果や情報を共有する場として歴史文化まちづくり連絡会を設立する	市民 行政(文)	市費 団体費				—
	団体					
55 他の自治体との連携の促進 日本遺産関連自治体や創造都市ネットワーク等関連自治体と連携した講演会や展示会の開催等の取組を実施する	行政(関・文)	国補助 県補助 市費				他自治体 との連携 継続
	団体					
56 まちづくり団体との連携 NPOや文化財保存団体等と連携し、古民家修理・活用など「歴史資産」の保存・活用に取り組む	行政(関・文)	国補助 県補助 市費				団体との連携 継続
	団体					
57 大学等研究機関との連携 大学等との連携により、「歴史資産」の学術調査や「歴史資産」を保存・活用した起業等の取組を推進する	行政(関・文)	国補助 県補助 市費				大学等との連 携 継続
	団体・専門家					

※行政(文)は文化財課、行政(関)は関連部局。上段：主として取り組む主体、下段：協力して取り組む主体

■ 第5章 「歴史資産」の保存・活用に関する方針と措置